十一、株式会社キンカ堂に対する件

昭和四十四年（排）第三十一号

東京都豊島区南池袋一丁目二十四番五号

株式会社　キンカ堂

右代表者　代表取締役　野　萩　豊　太　郎

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　　文

一、株式会社キンカ堂は、昭和四十四年三月一日から同月十日までを期間として行なったダットサンサニー一〇〇〇を景品とする懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社キンカ堂は、肩書地に主たる事務所を置き、衣料品および食料品の販売業ならびに飲食業を営む事業者である。

同社は、同社深谷店において、一般消費者を対象に、昭和四十四年三月一日から同月十日までの期間に、五百円買上げるごとに抽せん券一枚を与え、抽せんによりダットサンサニー一〇〇〇（現金正価四十三万円）を提供することを企画し、この旨を表示したチラシを昭和四十四年三月一日付および同月八日付の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞および日本経済新聞（いずれも朝刊）にそれぞれ八万枚ずつ折り込んで、埼玉県深谷市、熊谷市、大里郡寄居町および群馬県佐波郡境町の地域に配布し、前記企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、五百円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社キンカ堂の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年七月二十六日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子